

# 花房自工だより No.1

2016年2月  
岡山市北区北長瀬本町4-17  
0120-872325  
h.j@hanafusa-jikoh.jp

皆様お元気ですか？

花房自工は、この度、情報紙を発行することにしました。

皆様にとって「何かお役に立てれば」という思いです。

またご感想をいただけたらありがたく存じます。

なお、発行に当たり、さわらぎ行政書士事務所様と㈱ Y2NET 様にご協力をお願いいたしました。両社とも弊社と提携関係にあり、情報紙の内容を充実させるためには必要不可欠な存在と思っています。

両社へのお問い合わせも弊社へいただけましたら、お取次いたしますので、ご安心下さいませ。

皆様に喜んでいただける情報紙を目指して、毎月発行を目標としてスタートします。どうぞお楽しみください。

## 花房自工(有) お仕事日記 平成28年1月28日付

S様ダイハツエッセを修理させていただいています。

左右Rrフェンダー交換・Rrパネルインナーアウター交換・Rrフロア交換  
バックドア交換・Rrバンパー交換・運転席シート交換

Rrショックアブソーバ左右交換等々大きな車に追突されました。大事故です。

S様のお体に大きなダメージがなかったようですので、なによりでした。

昨年はこのお車よりひどい事故で屋根まで交換修理しました。



## 花房自工おすすめコーナー

### ☆RAKUWAバンド☆

手首・足首に巻くだけカンタン

気になる手首や足首にくるっと巻くだけ。

通気性と耐久性に優れた構造で、スポーツ時はもちろん仕事や家事のときにもおすすめのサポーターです。片手でも着脱しやすい面ファスナータイプです。

販売先：ファイテンショップ 0120-289-510

住所：岡山市北区本町2-7 (中国銀行の隣)

☆ネットで購入を検討したいが何を覚えていいか困ったようでしたら、右の「さわらぎ行政書士事務所」HPにファイテン公式ショップ記事を掲載していますのでどうぞご利用ください。

足のつかれがちがいますよ。



## ◎ ワイツー「ちょっと豆知識」

はじめまして。こちらの記事をご覧くださいありがとうございます。

普段は考えないけれども、知っておくと生活に役立つ情報をお届けしてまいります。

初回はエコドライブについて、今月と来月の2回に分けてお話をいたします。

エコドライブとは、燃費を向上させるために、車の運転操作を工夫することです。

エコカー減税や補助金の影響もあり、最近ではハイブリット車など燃費のよい車をよく見かけるようになりました。

しかし、従来の車はもちろんのこと、エコカーで運転の操作を見直すことでさらに燃費を抑えることができます。

エコドライブは環境やお財布にやさしいだけでなく、さらに安全運転にもつながるのです。

車は、ガソリンなどの燃料をエネルギーに変え、1トン近い車を動かし始める「発進」、一定の速度を維持しながら走行する「巡航」、速度を十分に落とす「減速」、

止まった状態を維持する「停止」を繰り返しながら走行しています。

急発進やスピードを出し過ぎてエンジンに負荷がかかることや、

車が停止しているのにエンジンをつけっぱなしの状態(アイドリング)にしていると、燃費が悪くなります。

では、エコドライブで走行すると、どれくらいの節約ができるのでしょうか？

一般財団法人省エネルギーセンターの実験によれば、

エコドライブを心がけると燃料消費量は4分の1減らすことができます。

もしも、燃費が13.0km/Lの車が1年間に10,000km走行したら、

約197.7Lもガソリンの消費を削減することができます。

また、ガソリン価格が年平均130円/Lだとしたら、

ガソリン代も年間約99,970円から約74,269円に抑えることができ、

年間になんと約25,701円の節約効果があることとなります。

では、次回はエコドライブを実践するための工夫をお話いたします。

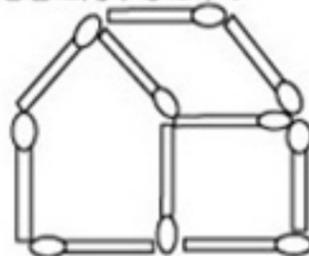
(株式会社Y2NET 坂元)

ちょっとしたクイズをどうぞ～

答えは次号で

下の図のように、10本のマッチ棒で左側に向いている家をつくりました。

ここから、マッチ棒2本だけを動かしてこの家を右に向けるには？



さわらぎ行政書士事務所 080-1908-7517

<http://ragil.seesaa.net/>

## No.1 遺言を書く(1)

昨年、相続税が、格差の是正や富の再分配機能強化という点から、基礎控除が引き下げなどがされました。

基礎控除が引き下げにより、以下の表のようになります。

たとえば、父が亡くなり、母と子ども2人のときは、決まっている3000万と600万×3の1800万までは控除されます(4800万)が、超えると課税されます。地価が高かったり広いご自宅の方などは、今まで対象じゃなかったからだいじょうぶと思っていることが多いので考えておいたほうがいいですよ。

定額控除	3000万円
法定相続人比例控除	600万円×法定相続人の数